

## 食品、添加物等の規格基準の一部を改正について

平成27年3月26日、食品、添加物等の規格基準の一部が改正されました。改正の概要等を果実について抜粋して掲載します。

### 第1 改正の概要

農薬イマザピック、農薬イマザピル、農薬エトフェンプロックス、農薬カスガマイシン、動物用医薬品ジクラズリル、農薬ジフルフェニカン、農薬トリフルミゾール、農薬ピラゾスルフロンエチル、農薬フルフェノクスロン、農薬ミルベメクチン、農薬メコナゾール、農薬及び動物用医薬品ルフェヌロン及び農薬レピメクチンについて、食品中の残留基準が設定されました(別紙を参照して下さい)。

### 第2 施行・適用期日

原則として、改正後の基準は、公布日から施行されます。ただし、残留基準値を改正するものうち、別紙の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から6ヶ月以内に限り、なお従前の例によることができます(詳細は別紙を参照して下さい)。

### 第3 農薬等の残留基準に関する事項

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法に基づく農薬エトフェンプロックス、農薬トリフルミゾール、農薬フルフェノクスロン、農薬ミルベメクチン及び農薬レピメクチンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われることとなっています。

なお、農薬イマザピック、農薬イマザピル、農薬エトフェンプロックス、農薬カスガマイシン、農薬フルフェノクスロン及び農薬レピメクチンに係る試験法については、後日通知されます。

通知の全文は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000079208.pdf>

別紙(果実、すいか、メロン類、まくわうりで今回の改正で記載があったものを抜粋しています。)

エトフェンプロックス(殺虫剤)

(抜粋)

エトフェンプロックス(殺虫剤)つづき

食品名	残留基準値 ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 2	2
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 2	2

食品名	残留基準値 ppm	
	改正後※	改正前
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	● 3	5
レモン	○ 5	5

エトフェンプロックス(殺虫剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	●	2
びわ	●	1
もも	○ 2	2
ネクタリン	● 0.6	2
ぶどう	○ 4	
かき	○ 2	2
バナナ	●	2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	○ 5	2
パッションフルーツ	●	2

カスガマイシン(殺菌剤/抗生物質) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	0.05
メロン類果実	○ 0.2	0.04
みかん	○ 0.2	0.05
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.05
レモン	○ 0.2	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.05
グレープフルーツ	○ 0.2	0.05
ライム	○ 0.2	0.05
その他のかんきつ類果実	○ 0.2	0.05
りんご	○ 0.2	
日本なし	○ 0.2	0.04
西洋なし	○ 0.2	0.04
マルメロ	○ 0.2	
びわ	○ 0.2	0.04
もも	○ 0.2	0.04
うめ	○ 0.2	0.04
キウイ	○ 0.2	0.04
その他の果実	○ 0.2	0.05

ジフルフェニカン(除草剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○	0.002
メロン類果実	○	0.002
まくわうり	○	0.002
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	○ 0.02	0.02
レモン	○ 0.02	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.02	0.02
グレープフルーツ	○ 0.02	0.02
ライム	○ 0.02	0.02

ジフルフェニカン(除草剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
その他のかんきつ類果実	○ 0.02	0.02
りんご	○ 0.02	0.02
日本なし	○ 0.02	0.02
西洋なし	○ 0.02	0.02
マルメロ	○ 0.02	0.02
びわ	○	0.002
もも	○ 0.02	0.02
ネクタリン	○ 0.02	0.02
あんず(アプレコットを含む。)	○ 0.02	0.02
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.02	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.02	0.02
いちご	○	0.002
ラズベリー	○	0.002
ブラックベリー	○	0.002
ブルーベリー	○	0.002
クランベリー	○	0.002
ハックルベリー	○	0.002
その他のベリー類果実	○	0.002
ぶどう	○	0.002
かき	○	0.002
バナナ	○	0.002
キウイ	○	0.002
アボカド	○	0.002
パイナップル	○	0.002
グアバ	○	0.002
マンゴー	○	0.002
パッションフルーツ	○	0.002
なつめやし	○	0.002
その他の果実	○ 0.02	0.02

トリフルミゾール(殺菌剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	● 0.2	2.0
メロン類果実	● 0.3	2.0
まくわうり	●	2.0
みかん	●	2.0
なつみかんの果実全体	●	2.0
レモン	●	2.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	2.0
グレープフルーツ	●	2.0
ライム	●	2.0
その他のかんきつ類果実	●	2.0
りんご	● 0.7	2.0
日本なし	● 1	2.0
西洋なし	● 1	2.0
マルメロ	○ 2	2.0
びわ	●	2.0
もも	● 0.7	2.0
ネクタリン	●	2.0
あんず(アプレコットを含む。)	●	2.0
すもも(プルーンを含む。)	● 1	2.0
うめ	● 1	2.0
おうとう(チェリーを含む。)	○ 3	3.0
いちご	● 1	2.0

## トリフルミゾール(殺菌剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
ラズベリー	●	2.0
ブラックベリー	●	2.0
ブルーベリー	●	2.0
クランベリー	●	2.0
ハックルベリー	●	2.0
その他のベリー類果実	●	2.0
ぶどう	○ 2	2.0
かき	● 1	2.0
バナナ	●	2.0
キウイ	●	2.0
パパイヤ	● 1	2.0
アボカド	●	2.0
パイナップル	○ 2	2.0
グアバ	●	2.0
マンゴー	● 0.7	2.0
パッションフルーツ	●	2.0
なつめやし	●	2.0
その他の果実	● 0.7	2.0

## フルフェノクスロン(殺虫剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.02	0.02
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	● 1	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.1	0.1
ネクタリン	○ 0.7	0.7
あんず(アプリコットを含む。)	○ 5	
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.7	
マンゴー	○ 1	

## ミルバメクチン(殺虫剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.2	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.2	0.2
グレープフルーツ	○ 0.2	0.2
ライム	○ 0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	○ 0.2	0.2

## ミルバメクチン(殺虫剤)つづき

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.2	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.05	0.05
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.3	0.3
いちご	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 0.2	0.2
パパイヤ	○ 0.1	0.1
アボカド	○ 0.02	0.02
その他の果実	○ 0.2	0.2

## メトコナゾール(殺菌剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 0.2	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
ブルーベリー	○ 0.4	
クランベリー	○ 0.4	
ハックルベリー	○ 0.4	
その他のベリー類果実	○ 0.4	
バナナ	○ 0.1	0.1
マンゴー	○ 0.5	0.5

## ルフェヌロン(殺虫剤) (抜粋)

食品名	残留基準値ppm	
	改正後※	改正前
すいか	○ 0.02	0.02
メロン類果実	○ 0.02	0.02
みかん	○ 0.02	0.02
なつみかんの果実全体	○ 0.3	0.3
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
りんご	○ 0.7	0.7
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
いちご	○ 1	1
ぶどう	○ 1	1

## レピメクチン(殺虫剤)

(抜粋)

食品名	残留基準値 ppm	
	改正後※	改正前
メロン類果実	○ 0.01	0.01
みかん	○ 0.01	0.01
なつみかんの果実全体	● 0.03	0.1
レモン	○ 0.1	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	○ 0.1	0.1
ライム	○ 0.1	0.1

## レピメクチン(殺虫剤) つづき

食品名	残留基準値 ppm	
	改正後※	改正前
その他のかんきつ類果実	○ 0.1	0.1
りんご	○ 0.2	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
もも	○ 0.01	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
いちご	○ 0.5	0.5
ぶどう	○ 0.3	0.3

## 脚注(抜粋)

※○:平成27年3月26日施行 ●:平成27年9月26日施行

- 残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、カスガマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部A食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- これまでトリフルミゾールとは、トリフルミゾール及びトリフルミゾールの代謝物である4-クロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)- $\alpha$ -トリエチン(トリフルミゾール)をトリフルミゾール含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあってはトリフルミゾール及びFM-6-1をトリフルミゾールに換算したものの和をいう。
- 今回基準値を設定するミルベメクチンとは、ミルベメクチンA3及びミルベメクチンA4の和をいう。
- 今回基準値を設定するメコナゾールとは、メコナゾール(*cis*体)及びメコナゾール(*trans*体)の和をいう。
- 今回基準値を設定するレピメクチンとは、レピメクチンA3及びレピメクチンA4の和をいう。

## 参考(抜粋)

- 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
- 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

## 日青協通常総会で小原俊彦元監事の退任ご挨拶

平成27年度通常総会を以って退任された小原俊彦元監事には、当協会設立以来32年の長きに亘って監事を務めて頂きました。この多大な貢献に対し日青協として2月20日開催の通常総会において感謝状を差し上げました。その際、同氏よりご挨拶を賜りましたのでここに掲載いたします。

本日を以って「日本青果物輸入安全推進協会」の監事の職を退任させていただきます。長年に亘りご支持ご支援を戴き今日に至りましたことに篤く御礼を申し上げます。本来なれば皆様の前で親しく御礼を申し上げなければならない大事な会議に体調不良とはいえ欠席させて戴いたことを深くお詫び申し上げます。

燻蒸設備の整った港湾倉庫が不十分な状況の中でバナナやグレープフルーツ等の大量輸入となり、港湾作業が混乱し、本船デマレージの発生、港湾ストライキの発生、廃棄品の大量発生等の混乱を避けるため、当時各社の現場担当者が協議して「現場処理委員会」を作

り、本船の日本港への到着順番による船内荷役の開始、港湾ストライキの対象除外交渉、廃棄品処理の立ち合いなどに努めて参りましたが、その後発生する衛生問題や植物防疫問題等関係ご当局のご指導による諸問題の処理に対応するための会の法人化申請となり今日に及んでおります。創立当初にはいろいろな問題もありましたが、会員各位のご理解と役職員の皆さんのご努力により今日の如き立派な会に成長されました。特に今期からは関野監事のご発案で月次監査を行ってまいりました。結果は総会でご報告したとおりです。

現在世界中の国や地域では、自国産の青果物の日本市場への参入を強力に進めております。食の安全には終わりがありません。当会の事業目的である輸入青果物安全推進は益々重要な役割となります。皆様のご活躍と「日本青果物輸入安全推進協会」のご発展を心からお祈り致し退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

## 青果物輸出促進に係る説明会

日青協ニュース平成27年3月20日号No. 822に引き続き関連事項を掲載します。

資料3(抜粋)

平成27年度予算概算決定の概要(輸出促進関連)

### 輸出に取り組む事業者向け対策事業

【平成27年度予算概算決定額:841(700)百万円】  
【平成26年度補正予算 466百万円】

平成32年に農林水産物・食品の輸出額1兆円水準を達成するため、農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略及び輸出拡大方針に沿って、ジャパン・ブランドの確立を目指す品目別輸出団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境整備等の取組に対し、重点的に支援。

#### 1. ジャパン・ブランドの確立に向けた取組

輸出拡大方針に沿って、水産物、コメ・コメ加工品、花き、牛肉、茶及び林産物(木材)の6品目についての品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立を目的として、国内検討会の開催や海外マーケット調査、海外での当該品目のPR等の一括した取組を実施。

※ 水産物については水産加工品、コメ・コメ加工品については日本酒を含む。また、林産物のうち木材については、丸太及び木材製品に限る。



和牛統一  
マーク

#### 2. 産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、国内の主要な輸出産地を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築を図るための産地間連携の促進等を目的として、次の(1)から(3)までの一部又は全部を実施。

- (1) 産地間連携推進検討会の開催 (2) 海外マーケット調査  
(3) 産地間連携等による海外での販路開拓 ※ (2)については、(1)と併せて実施することとする。

・ 本取組の活用例  
国内の主要な輸出産地の連携による事業実施主体を設立し、複数の青果物を組み合わせ、リレー輸出による周年供給体制の構築を目指す。

	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
りんご													
かんきつ類													
いちご													
なし													
もも													

#### 3. 地域活性化モデルの取組

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目のうち地域の特産品とされている品目について、当該品目の輸出に取り組む都道府県の協議会等が、GLOBALG.A.P.やハラール認証の取得等の輸出環境整備と併せて、次の(1)及び(2)を一体的に行う取組を実施。 ※ 海外での商流拡大を図るため、輸出総合サポートプロジェクト等に係る取組を併せて実施。

- (1) 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が実施する輸出総合サポートプロジェクトにおける輸出セミナーや商談スキル向上研修の受講  
(2) JETROが設置する輸出プロモーターによる計画的なサポートの活用

#### 4. 輸出産地等による海外販売促進活動の取組

次の(1)又は(2)について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、国別・品目別輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、海外での見本市への出展や商談会の開催等を実施。

- (1) 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出証明書の提出により輸出可能となった都道府県の品目や、輸入規制措置が実質的に緩和された都道府県の品目に係る取組  
(2) 個別産地における動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目に係る取組

#### 5. 輸出環境整備を図る取組

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が、相手国が求める検疫条件への対応、GLOBALG.A.P.やハラール認証等の国際的に通用する認証の取得・更新等を行う取組を実施。



#### 6. 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、長期間・多品目輸送に耐えうる品質保持技術の活用等を通じ、最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を実施。

- 注1: 2の(1)、(2)及び5における事業実施主体については、民間事業者を含む。  
2: 補助率は、1、2の(1)及び(2)については定額、2の(3)、3、4、5及び6については2分の1。  
また、3については、補助金額5百万円を上限とする。

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。